

方法書に対する住民意見及び事業者の見解

項目	住民の意見	事業者の見解
1 基本的 事項	(1)今後インターネットにより公表される準備書、評価書及びこれらの要約書については、印刷ができるようにしてもらいたい。	インターネットの利用による縦覧においては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）は著作権等の問題から印刷を可能にすることはできませんが、地域の皆さまへご理解頂けるよう、概要をまとめた準備書のあらまし（リーフレット）について、インターネットのホームページより印刷を可能にするよう設定を見直しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
2 個別的 事項	(1)大気環境 海田地区の大気中のダイオキシン類の濃度は、県内の他の測定地点に比べて高いため、燃料の燃焼に伴うダイオキシン類の排出についても予測、評価の項目に加えてもらいたい。	本計画はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉）を設置するものではありませんが、ごみ処理施設の技術上の基準（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号））で規定されたダイオキシン類を削減するための対策のうち「燃焼ガスが、摂氏800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること」等の条件を満たしており、バイオマス燃料の性状からも排出時におけるダイオキシン類の濃度は非常に低いものと考え、環境影響評価項目へ追加する必要性は無いものと考えます。
	(2)温室効果ガス等 バイオマスの燃焼はカーボンニュートラルとされているが、燃料の発電所までの輸送や燃え殻の処分場までの輸送に伴い、二酸化炭素が発生する。燃料の種類ごとの調達先と使用の割合、燃え殻の処分先を明らかにして、燃料の燃焼だけでなく、燃料の調達から燃え殻の処分までの全工程に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の量を予測、評価してもらいたい。 バイオマスを輸入する計画になっているが、温室効果ガスの排出量を削減し、地域の環境保全に資するために、計画されている林地残材に加えて、木質系廃棄物の利用も積極的に行って欲しいと思います。	・本事業における燃料の調達から燃え殻の処分等によって排出される二酸化炭素の量については、燃料供給元及び燃え殻等の処分先が特定できないことにより、本事業単独での算出は困難です。なお、二酸化炭素の予測手法につきましては、広島県環境影響評価技術指針において「施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の発生状況の把握」が示されており、この手法に則り発電所の運転が定常状態になった時点における二酸化炭素の発生量について予測・評価し、準備書「第6章 6.1.7 温室効果ガス等 1. (2) 予測及び評価の結果」（p.6.1.7-4～p.6.1.7-6）に記載しています。 ・使用燃料としては、広島県内の国内産の林地残材等の未利用木材や海外の木質系バイオマス等の利用を想定していますが、調達安定性、調達量等を考慮し、様々なバイオマスの利用についても検討してまいります。